

第1回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 検討委員会議事録（案）

●開催日時

令和5年1月31日（火）午後7時00分～9時10分

●開催場所

阪南市役所 別棟1階 第2会議室

●出席者

【委員】（委員長、副委員長、50音順）

ト田委員長、森下副委員長、市口委員、井上委員、太田委員、笠松委員、
車谷委員、杉本委員、田中委員、谷委員、南委員、若野委員

【事務局】

水野市長、橋本教育長、魚見総務部長、伊瀬生涯学習部長、矢島生涯学習部副
理事（兼）生涯学習推進室長、石原学校教育課長、波戸元人権推進課長代理、
両口学校教育課長代理、深田学校教育課主幹、太田政策共創室総括主査、油谷
こども政策課総括主事

●傍聴者：2名

●次第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 委員紹介
4. 委員長及び副委員長の選出
5. 諮 問
6. 議 題
 - (1)（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 策定について
 - (2) 阪南市の子どもたちの意見について
 - (3) 今後の進め方について
7. 閉会

次第1. 開 会

事 務 局

皆さま、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまより、第1回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、また遅い時間帯にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員長選出までの間、進行をつとめます、学校教育課長 石原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、窓を開けておりますので、少しお寒いとは思いますが、ご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

また、資料の横に、封筒で委嘱状をご用意させていただいております。委嘱状につきましては、お忙しい皆様にお集まりいただき、時間の関係もありますので、たいへん失礼かと存じますが、封筒でご用意させていただいた次第です。どうぞご確認をよろしくお願いいたします。なお、委員の任期につきましては、令和5年1月1日より答申をいただくまででございますので、よろしくお願い申し上げます。

一点ご了承をいただきたいのですが、本日第1回目の会議ですので、写真を撮ることがございます。広報等に掲載されることもあるかもしれませんので、その点は、ご了承のほどお願い申し上げます。

本日の進行につきましては、お手元の次第に基づき、そこにお示ししている流れで進めてまいりたいと存じます。

次第2. あいさつ

事 務 局

それでは、はじめに、市長 水野謙二よりご挨拶申し上げます。

《市長 あいさつ》

続いて、教育長 橋本 眞一より、ご挨拶申し上げます。

《教育長 あいさつ》

次第3. 委員紹介

事 務 局

それでは、次に、委員紹介に移ります。

本日、初めての会議となりますので、委員の皆様の、ご紹介をさせていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びしました際は、その場でご起立願います。

市民委員として公募に応募いただきました 若野 洋子 様、
同じく市民委員 杉本 和夫 様

笠松産婦人科小児科 院長 笠松 堅實 様

阪南市社会教育委員 太田 友子 様

阪南市社会福祉協議会 事務局長 南 真一 様

NPO 法人 子どもNPO はらっぱ 車谷 雅子 様

認定こども園 代表 夢らんど二田 理事長 谷 都嵩 様
常磐会短期大学 教授 卜田 真一郎 様
和歌山信愛大学 准教授 森下 順子 様
続きまして公立の小中学校 保育所の代表となりますが、
阪南市立朝日小学校 田中 真樹 校長
阪南市立飯の峯中学校 井上 達史 校長
阪南市立下荘保育所 市口実奈子 所長

なお、本日、大変残念ながら、阪南市PTA協議会 会長 平野 様につきましては、所用のため、ご欠席との連絡がございました。

本日は、全13名の委員のうち12名の出席をいただいています。(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条第2項に、「検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない」とございますが、本日は定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

以上13名の方でございます。

何卒、よろしく願いいたします。

次第4. 委員長及び副委員長の選出

- | | |
|------|---|
| 事務局 | 次に、委員長及び副委員長の選出に移ります。
(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例の第4条第1項に、「検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。」第2項に、「委員長は、委員の互選によって定める。」第4項に「副委員長は、委員の内から委員長が指名する」と規定されています。
早速ですが、委員長について、自薦・他薦は問いませんので、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。 |
| 委員 | 私は、以前、子ども・子育て会議の委員をさせていただいたことがあります。卜田先生が会長として会議をうまくまとめられ、進行されておられたので、卜田委員に委員長をお願いする方が良く思うのですが、どうでしょうか？ |
| 事務局 | ありがとうございます。
卜田委員を委員長にという意見が出ましたが、皆さま、いかがでしょうか。
(異議なし)
ありがとうございます。
それでは、卜田委員に委員長をお願いしたいのですが、卜田委員、よろしいでしょうか。 |
| ト田委員 | わかりました。よろしく願いします。 |
| 事務局 | 続いて、副委員長ですが、委員長に指名いただきたいのですが、ご意見をお聞かせ願いますでしょうか。 |

ト 田 委 員 私がもし出席できなかつた場合を考え、同じ学識経験者であり、熊取町子どもの権利に関する条例の制定に携わっておられた、森下委員に副委員長をお願いしたく考えているのですが、いかがでしょうか。

事 務 局 ありがとうございます。
森下委員を副委員長にという意見が出ましたが、皆さま、いかがでしょうか。
(異議なし)
ありがとうございます。
それでは、森下委員に副委員長をお願いしたいのですが、森下委員、よろしいでしょうか。

森 下 委 員 わかりました。よろしく申し上げます。

次第5. 諮 問

事 務 局 次に、市長より（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例の制定について諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、ト田委員長、前の方へお願いいたします。

<ト田委員長へ市長より諮問書を手渡し>

それでは、ト田委員長は、委員長席へ、
森下副委員長は、副委員長席にお移りください。

<ト田委員長、森下副委員長 移動>

市長、教育長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

<市長、教育長 退席>

事 務 局 それでは、まずはト田委員長より、ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委 員 長 ただいま委員長に選出いただきました、常磐会短期大学のト田真一郎です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

阪南市には「子ども・子育て会議」を始め、様々な形でかかわらせていただいております。阪南市の子どもたちのよりよい成長を大人みんなで支えて、子どもたちがいきいきと育つことができるよう、条例について議論していきたいというふうに考えております。委員の皆様にも、ご協力いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事 務 局 ありがとうございます。続けて、森下副委員長にもご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

副 委 員 長 皆さま、こんばんは。わたしは、和歌山信愛大学の森下 順子と申します。

私は、阪南市総合計画審議会委員として、阪南市とは関わらせ

ていただきました。そして、熊取町では「子どもの権利に関する例」の制定にも関わって参りました。委員長の補佐として、この検討委員会を皆様とともに、より良いものにしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。ト田委員長、森下副委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の議題に入る前に検討委員会の運営についての確認と事務局職員を紹介いたします。まず、会議の運営についてですが、本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者の定員5名に対し、2名の方が傍聴されることとなりましたことをご報告いたします。

また、議事録につきましては、事務局が要旨をまとめ、委員長にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願ひします。

続きまして、事務局職員を紹介します。

総務部長の 魚見です。

生涯学習部長の 伊瀬です。

生涯学習部副理事兼生涯学習推進室長の 矢島です。

人権推進課長の 戸崎です。本日別の公務のため、欠席です。

人権推進課長代理の 波戸元です。

学校教育課長代理の 両口です。

学校教育課主幹の 深田です。

政策共創室総括主査の 太田です。

こども政策課総括主事の 油谷です。

最後に、私は、学校教育課長の石原です。よろしくお願ひします。

事務局

次に、資料の確認をお願ひします。

まずは、資料を事前に配付できなかったことにつきまして、お詫びさせていただきます。申し訳ございませんでした。次回以降の資料につきましては、事前に配付するようにいたします。

- ・検討委員会次第
 - ・諮問書
 - ・検討委員名簿
 - ・(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例
 - ・資料 1-1 (児童の権利に関する条約)
 - ・資料 1-2 (SDG s 関連資料)
 - ・資料 1-3 (阪南市総合計画 概要版)
 - ・資料 1-4 (大阪府内子どもの権利に関する条例制定市町一覧)
- 参考資料として、熊取町及び泉南市の子どもの権利に関する条例を資料 1-5、1-6 として配付しております。
- ・資料 2-1 (阪南市総合計画制定に係る中学生アンケート報告書)
 - ・資料 2-2 (子どもの権利ワークショップの記録)
 - ・資料 3 (スケジュール案)

でございます。

資料はお揃いですか？ 過不足等がございましたら、おっしゃってください。

次第6. 議 題

議 題 1 (仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例 制定について

事 務 局 それでは、ここからの議事進行につきましては、(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条により、委員長にお願いしたいと思います。ト田委員長よろしくお願いします。

委 員 長 それでは早速ですが議事に入らせていただきたいと思います。まずは議題1、仮称阪南市子供の権利に関する条例検討委員会条例制定について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 <事務局より、諮問書等を基に説明>

委 員 長 ただいま、市としての大きな方向性についてお話をいただきました。特に諮問書に基づいて、意見表明権であったり、SDG s であったり、共創のまちづくりであったりというあたりが柱になっているというところですね。これまでの経過、特にワーキンググループのこと、特に子どもとともに一緒に考える機会を作ったということを取り組んでこられたというような経緯についても、ご説明をいただいたかと思えます。

委員のみなさん、ここまでで何かご意見、ご質問はありませんか。

委 員 阪南市が子どもの権利に関する条例の制定に取り組んでいるということが、産婦人科小児科の現場で働く自分は認識できていなかったもので、もう少し市民のいろんな関わってる人たちに伝わるようになっていただければと思います。

委 員 今、委員が言われましたように、私も阪南市が子どもの権利に関する条例の制定に取り組んでいるということを初めて知りました。日常とはちょっとかけ離れているのですけれど、突き詰めていけば、ごく当たり前のことなんですよね。子どもの権利、改めてどうしてそんな子どもの権利ということをする必要があるのかと思えます。言わなくちゃならない時代なのかなとそんなふうに思えます。

委 員 私は、子ども NPO はらっぱから出ているのですけれども、私たちの会の中では、子どもの権利条約が制定された段階から、今までの大人の子どもに対する見方を根本的に変えないといけないんだなということを考えて、子どもの権利条約を基本理念に据えて活動してきました。しかし、大人の中でも、やはり子どもを保護の対象としか見てこなかった時代というか、過程があるので、子

どもを1人の人間として、パートナーとして考えるということについては、いきなり、子どもの権利条例を作りますと市民に言ってもなかなか発想の転換自体が難しいんじゃないかなと思っています。ただ、国が「こども基本法」を制定し、阪南市も、「(仮称)阪南市子どもの権利に関する条例」の制定に取り組むということで、この取組みにおいて、本当にいろんなことを学んでいく機会を多く持っていただきたいし、子どもの現状を話せる場も持って欲しいし、子どもの意見を尊重して、その聞く場を持つとおっしゃってたので、とても期待してるんですけども、本当に学びながら、いっぱい話し合いながら、この検討委員会が進んでいくことを期待しております。

副委員長 やはり子ども中心というか、子ども主体に私たちの方が変わっていかないといけない。この検討委員会での議論や取組みを通じて、子どもの意見をたくさん聞きたいな、思いを聞きたいなというふうに思っております。これからの議論をしっかりとしていくことが、私たちに求められている役割かなと思います。

委員長 ありがとうございます。「子どもの権利条約」の中で、子どもの権利を尊重するという子ども自身が権利を持つてんだ、意見を出す存在なんだということは明記されていますが、実際には子どもの権利は大人の有り様によって左右されます。例えば、教育を受ける権利というものを子どもは持っていますけれど、その教育をどういうふうを受けて、その権利を行使するのかということは、例えば、幼稚園の入園手続きを幼稚園に通おうとする子どもが自ら行うのではなく、保護者が行うように、大人のあり方次第なんですよね。大人自身が、子どものことを尊重しないと、子どもの権利が尊重されないということになるというのは、本当に大事なポイントになってくると思います。子どもの権利を守る仕組みを上手に作っていかないと、子どもの権利は守られないんだということを前提にして、その上でどのように条例を作っていくのか、いくつかのパターンの作り方があると思いますし、各自治体さんいろんな形ですでに取り組んでおられるところもあると思いますし、阪南市としての現状のお考えもあると思いますので、その辺りのことを事務局から説明願います。

事務局 はい、配付している資料としましては、子どもの権利に関わる条例を制定している大阪府内の市町の一覧をお渡ししております。資料1-4になります。

令和4年4月段階で、8市町が制定しており、「⑧列」にありますように、理念型の条例と実務型の条例に分けられます。参考として、資料1-5「熊取町子どもの権利に関する条例」、資料1-6「泉南市子どもの権利に関する条例」を配付しております。熊取町の条例は、理念型と表現しているもので、子どもの権利を自治体としてどのように捉え、大人や子どもに関わる学校園所や事業所等が、子どもとどう関わっていくのか等を章立てで示し、当

該自治体としての子どもの権利に対する理念を示しているものであります。その条例を基に、様々な政策と関連させていくものです。実務型とは、資料1-6「泉南市子どもの権利に関する条例」のように、理念とともに、条例内に子どもの権利に関する施策を示し、行っていくとしているものです。

条例の形式についての説明は以上となります。

委員長 今、理念型と実務型という形で具体的に示していただきましたので、実際の例として、熊取町が理念型、泉南市に関しては理念を示してるんだけど実務的な部分内容も含んだものというような形で示しておられるという形で、ご説明をいただきました。今のご説明の方を受けまして何か質問・意見はないですか。

委員 私の働く産婦人科小児科には阪南市だけでなく、泉南市からも多くの方が来院されます。

今回、ちょっと調べてみると、泉南市が遙か前にこういう条例を作ってるのを見つけてですね。さすが泉南市という感じがあって、泉南市にもいろいろ課題はあると思いますが、泉南市から来院する人たちは生き生きしていると感じる。

私は、「子どもの権利条約」については以前から知っていましたが、実際に市町村が条例を制定して子ども権利に関する取組を行っていることを知りませんでした。阪南市のような小さいまち、しかも、少子化が進んでいて、高齢者の方が多いこのまちで、子どもの権利に関する取組を私の働く現場に落とし込んでいくには、どのようなものが適しているのか、理念型だとうわすべりしてしまうのではないかと感じている。みんな生き生きするような形の、市民が躍動する、若い子たちが躍動するようなものに取り組んでいかないと阪南市は活性化しないだろうと思うので、子どもの権利条例が市民全体の躍動につながるようなものであれば、子どもたちにも受け入れられ、市民にも受け入れられていくんじゃないかなというふうに思います。

委員 私の勤務している市立保育所では、6ヶ月の子どもから保育を行っており、子どもの人権を尊重し、それぞれの子どもに対して、特定の保育士がお世話を担当する育児担当保育というのを取り入れて、親から離れて保育所で過ごす子どもたちが、安心、安全に過ごせるように、子どもにとって保育士が保育所でのお母さんと思ってもらえるように、子どもに寄り添えるような関係を大事にしているんです。また、小学校中学校はもとより幼稚園とも連携し、市立保育所として30年前から教育にも取り組んでおり、子どもの人権についても以前から考えているんですけど、アピールが不足しているのでしょうか、この検討委員会での議論や取組を通じて、市立保育所でやってることを市民の皆さんに知らせることができないんじゃないかなと思います。

子どもたちの意見を聞くと言ってますが、まだ小さい子どもだから言えない部分もあるんですけど、思ったことが言える環境は、

やはり自分を認めてもらっている、受け入れられているからこそ、自分の思いが言えるのであって、大人がそういう環境を作っていないといくら聞いても子どもは言わない。だから、やはり愛されてる、大事にされてるという気持ちを育てることが大事だと思います。そうしたら、子どもがその幸せを感じているということは保護者が、幸せを感じてるから子どもが感じられるんだから、大人も幸せを感じられているかというところを入れていかないと、子どもが幸せにならないのではないかと私は思います。

委員長 市立保育所の取組の中で、今言っていたことは、現場を見せていただいて非常によくわかりますので、そこを広げていくということだと思います。子どもの権利を中心に考えていけるような、大人の関係性、ネットワークを作っていくということ、そういう大人の集団、そういう風土を作っていくみたいなことの大切さということと、それを市民の方に伝えていくきっかけとしての条例ということになるんじゃないかというようなご意見をいただきました。他に質問・意見はないですか。

委員 資料1-5「熊取町子どもの権利に関する条例」の第3条第3項の四つの子どもの権利というところで、第1号が「生きる権利」、命が守られ、尊重されます。これ一つとってみても、言葉はわかるんですけど、実際に、社会がこれを実行しているのか。そして、次のページの第3号「守られる権利」の虐待やいじめなどの権利侵害から守られますとあるんですけど、果たして今の世の中でこれが守られてるのかと疑問に思います。このような状況において、この検討委員会で何をしようとしているのか、理念型、実務型というものがあるんですけど、理念を実現できる取組はどうあるべきなのかと、何か具体的に話できたらいいなと思います。

委員 このお話を聞かされた時に、どこまで本気かなと思いました。子どもが子どもである時期にどれだけ大事にされるか。感じることとか、そういったことがどれだけ感じていることをわかってもらえるかというあたりですね。一番大事にしないといけないことは、私もそうなんですが、子どもは大人に比べたら未熟なだけけれども、本当にその感じ方、子どもならではの感じ方、5歳の感じ方、10歳の感じ方、それらの感じ方をどれだけ大人が受けとめるかということだと思います。その延長線上には、「私の感じ方」、「あなたの感じ方」と一人ひとりが尊重されることにつながるのではないかと考えています。今日もこうやって、いろんな立場の委員の方とお話ししながら、私たち、私自身が、またもう一度学びながら、何か、変えることができたなら、阪南市ももっともっとたくさんの人が集って、元気なまちになっていけるんじゃないかなあと思っています。よろしくお願いします。

委員長 ありがとうございます。一人一人の感じ方ということをお話していただきましたけど本当にそういう多様な、子どもたちも多様で

すし、そのあたりがどう共有していけば、共生というキーワードになってくるのかなと思うんですが、ご意見いただきましてありがとうございます。先ほどの事務局からの説明に今「理念型」と「実務型」とありましたが、もう少し詳しく事務局から説明していただきたいと思います。また、「理念型」の条例の場合、具体的な取組や行政の各施策とどのように連携させようとしているのか、熊取町でのご経験などを森下副委員等からご説明願えますか。

事務局 「理念型」の条例の場合、具体的な取組みや各施策との連携につきましても、施行規則等で規定している市町もあれば、条例そのもので当該自治体の施策、特に子どもに関わる施策等へ反映させている市町もございます。

委員長 「理念型」の条例であっても、条例を制定して終わりということではなく、その理念を基にしながら、施策とどのように連携させていくのかを検討するということですね。一方、「実務型」と言われている泉南市の条例はどのようになっていますか。

事務局 泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」において、子どもたちが、子どもにかかわる事項について、市に対して意見を表明する場として、子どもたちで構成する「せんなん子ども会議」を設置することを明記しています。

委員長 子どもの意見を表明する場を会議という形式で設定しているのが特徴ですね。子どもの思いや意見を聞くための仕組みには様々な手法があると思いますが、熊取町では、「熊取町子どもの権利に関する条例」の制定にあたり、この点を含めてどのように進めてきたのでしょうか。

副委員長 熊取町の条例は、「理念型」に分類されますが、これは、変化のスピードが加速している今の時代において、いかなる変化があっても大切にしなければならない普遍的なものを作ろうと考えた結果です。今後、この条例に基づいて、具体的な取組や各施策とどのように連携させるのかを教育委員会や福祉部局で検討しているところです。

今年4月に条例が施行されたところであり、現時点においては、子どもの権利についての講演会を開催したり、学校や保育の現場において、子どもたちに子どもの権利を周知する等の取組を実施しているところです。

委員長 ありがとうございます。医療、福祉、学校教育、保育などの実際の現場としては、どういうものであれば日々の実践の中に子どもたちの意見を反映させやすいかについてお考えを聞かせてもらえないでしょうか。子どもの権利ということを考えたときに、様々なマイノリティ性を持つ子どもにとっての権利というのはより不安定になりやすいと思います。子ども自身や、その子どもの

近くにいる大人の声がきちんと反映されるような仕組みになれば、理念型でも実務型でもあるいは両方をミックスしたものでもいいのではないかと私自身は思っています。予算などの都合も当然あると思いますが、どういう仕組みが一番阪南市にとってベストなのかについて、意見をお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員 資料では、他市の子どもの権利条例を実務型か理念型に分けられていますが、簡単に分けることは難しいと思いました。それでも、理念だけを謳った条例では意味がないと思います。例えば子どもの声を聞くなどといった、子ども参加についてを条例の中に組み込むと良いのではないかと考えています。子どもの声を聞ける場などの子どもの権利を救済するような仕組みを具体的に条例に位置付ける方が良いと思っています。特に、子どもの意見表明などの仕組みづくりには期待しています。NPOでの活動に、子どもの権利ワークショップというものがあります。子どもたちには、自由な発言が保障されて、言いたいことが言えるようなワークショップになっています。そういった活動を積み重ねていかないと、本当の意味で子どもの意見を聞くことは難しいと思っています。

委員長 ありがとうございます。他にございませんか。

委員 私は、民生委員の活動で子ども食堂の現場に参加しています。子どもたちは本当に学校と違って自由奔放です。学校での給食とは異なり、子ども食堂では子どもたちはしゃべりながら食事をします。これが子どもの本当の姿であるということ、周りの大人が理解できるような仕組みを作ることができれば、大人がもっと変わっていくのではないのでしょうか。子どもの権利条例を作るに当たって、本来の子どもの姿を知ることが一番大事だと思います。

委員 子どもの権利条約と同じだと思います。つまり、各都道府県や市町村が、多くの時間をかけて議論しても、子どもの権利条約と同じものを作るだけではもったいないと思います。先ほど聞いた保育現場での育児担当保育などの具体的な取組の中で、四つの子どもの権利を守るためには、どうすべきかを考えて実践していければいいと思います。

委員長 ありがとうございます。今日、結論が出るものではありませんが、現場での取組を考えるためのきっかけになるような条例になるように、丁寧に考えていく必要があると思います。

委員 小学校では、人権教育は昔から取り組んでいて、これまで、自分自身の人権というよりは、他者の人権や多様性を認めていくような学習を積み重ねてきました。「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」は、自分自身のこと、まず、子どもたちが自分自身の権利を学ぶことが必要だと思います。

子ども会議のような参加する場を作ることができても、子どもたち自身が自分の意見を表明していくためには、子ども自身の意識をもっと高めていかななくてはなりません。教職員も子どもたちにどんな力をつけていけばよいのかを、学んでいく必要があると感じています。

条例については、具体的な施策に繋がる条例になれば良いと思っています。

委員 中学校の教職員は、中学生たちを、「半分大人」という気持ちで接しています。教師による、子どもの自主性を尊重する取組の中では、個々に寄り添うことも大切にしています。「子どもの権利」を現場にどのように反映させるかはもちろん、少数派や意見を出すことが苦手な子どもたちの声も反映できるような条例になれば良いと思っています。

委員 カンガルーケアというのはご存じでしょうか。カンガルーは有袋類で、お母さんの袋の中で生まれた赤ちゃんがお母さんのお乳を探して吸い付きにいきます。人間でも、出産したお母さんのおなかに子どもを置くと、生まれたての赤ちゃんがお乳を探して吸い付きにいきます。約 50%の確率でお乳を探して吸うことができ、感激しました。

早期の母子接触、母乳哺乳保育に有効で私の医院でも取り入れているのですが、数年前、生まれたばかりの赤ちゃんに対し「お疲れさん、おめでとう。」と言うと、赤ちゃんが私を見ることに気付きました。1人や2人ではなく、元気な子であれば、ほぼ全員見てくるように感じています。

そのため、ここ2～3年前から、出産後、お母さんと赤ちゃんを対面させて、顔を見てやりとりするようにしています。昔から当たり前のようにしていた、お母さんと赤ちゃんが顔を見れない状態にするのは良くないと思っています。入院中から母と子の関係が始まり、ずっと続いていきます。子どもは生まれながらにして、すべて持っている、力があるということを大人たちが引き出す機会を作る必要があると感じています。

委員長 ありがとうございます。様々な立場から意見を聞かせていただきました。実務型、理念型も含めて、次回の会議でも議論していきたいと思います。諮問書にもありますが、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を尊重できる、また、対応ができるような大人の在り様や社会、施策を実現していくための仕組みを作るにはどうすれば良いかを大事にしながら議論していきたいと考えています。

今、保育の現場では、不適切保育の話が広がっています。これは、子どもの声を聞くことよりも、大人の都合が優先される雰囲気が出ていたことが原因だと思っています。これは、どこの現場でも陥りやすいと思います。現場の人手不足などの問題もありますが、委員の皆様の意見を聞きながら、まず子どもの声を聞く

ことが大事だと改めて感じました。そのために、今できるベストな方法についてを次回の会議で議論できたらと思います。

子どものことを子ども抜きに決めるわけにはいかないので、次の議題に移ります。

議題2 阪南市の子どもたちの意見について

委員長 続きます。議題2「阪南市の子どもたちの意見について」事務局から、説明をお願いします。

事務局 《動画視聴》
令和3年10月に行った市制施行30周年記念事業において行った子どもの権利とまちづくりシンポジウムにて上映した動画

委員長 何かご意見やご質問はありませんか。

《意見なし》

委員長 続いて、資料の説明をお願いします。

事務局 《資料2-1、阪南市総合計画制定に係る
中学生アンケートについて説明》

事務局 《資料2-2 子どもの権利ワークショップについて説明》

委員長 ありがとうございます。様々な形で子どもの声というのを聞かせていただきましたが、何か感じられたことや、ご意見ご質問等はありませんでしょうか。

私自身が感じたことになりますが、動画にもあったとおり、子どもの権利が知られていないということはあると思いますね。そもそも、子どもの権利条約の日本政府による翻訳が難しすぎて、子どもたちには伝わらないと感じています。子どもたちにどのように知らせていくべきかということも大きな課題になる思いました。また、当事者の声を聞かないと当事者のこと決められません。乳幼児の声は誰がどう伝えていくのか、そうした観点も必要になると感じました。他にございませんか。

委員 先ほどの動画の中で、阪南市の良いところを子どもたちが話してくれていました。私は、阪南市外に住んでいますが、阪南市と関わる仕事をする中で、子どもたちが話してくれた内容も含め、地域の温かさや自然の豊かさ、交通の利便性の良さなど、阪南市の良いところを感じています。

子どもの権利条約について知らない部分も多くありますが、阪南市の子ども権利条例を策定することで、阪南市の人口の増加に繋がると良いなと感じました。

委員長 ありがとうございます。今言っていたように、子どもた

	ちが感じてる阪南市の良いところを市政につなげていくことが我々の責任かと思いました。他にございませんか。
委員	社会福祉協議会は、高齢者の福祉をしてるところのようにも思われがちではありますが、後継者不足の解消のためにも、各校長にお願いをして、「子ども福祉委員」という阪南市だけの取組をしています。小学校や中学校に協力してもらいながら子ども福祉委員を募集し、子ども福祉委員になった子どもたちが、地域のお年寄りのお手伝いをするといった活動を行っています。資料2-1の医療福祉に関わる部分で、医療や福祉が充実し、健康に暮らせるまちというところで私たちの福祉もここに入れていただいているところですが、こういったアンケートでも、一定の評価をしてもらえていると思っています。今年は、地域福祉の計画の策定をする中で、中学校の子どもたちからもヒアリングを行いました。子どもたちは、地域のことをよく見ていると感じています。子どもたちが、地域で活動していけるような仕組みづくりも含めて、意見を出していきたいと感じています。
委員長	ありがとうございます。色んな事を考えて進めていく必要がある中で、次の議題に移ります。

議題3 今後の進め方について

委員長	続きまして、議題3「今後の進め方について」事務局から、説明をお願いします。
事務局	《資料3 スケジュール案について説明》
委員長	ただいまの説明にご意見ご質問等ありますでしょうか。
委員	15年ほど前、阪南市の自治基本条例の策定の際に、委員として参加させていただいた経験があるのですが、その当時は、10回以上議論したと記憶しています。条文の数にも当然よるとは思いますが、当時は、かなり苦労した記憶があります。果たしてこの6回ぐらいで答申を出せるかどうかというのは率直に不安な副委員長、熊取町は、どのように進められたのでしょうか。
副委員長	ワーキンググループなど、庁内で案を練っていただいて、それをたたき台にして、私たち委員が、議論し、加筆・修正しました。
委員	私たちが一から作るものではないということで、少し安心しました。
委員長	事務局の見通しについて、ご説明ください。
事務局	まず、委員の皆様には様々なご意見いただきながら、骨子を考え

たいと思います。その後、ワーキンググループで議論して、素案を4回目以降に提示させていただこうと思いますが、委員長と相談しながら進めていきたいと考えております。

委員長 ベストなやり方が何なのかというのは、その条例の性格にもよると思います。
次回以降の議論を見ながら進めていきたいと思います。
事務局と委員長、副委員長で相談しながら進めさせていただくということをお願いいたします。
他に何かございませんでしょうか。

委員 具体的に、条例の骨子を作る前に、子どもの権利条約というか、一番大事にしている子ども観などのことを会議として共通認識できるような機会が持てたら、もっと発展するのではないのでしょうか。

委員長 共通認識ということは必要かと思いますが、少し考えさせてもらいます。
また、各現場での取組もぜひ聞かせて欲しいと思いますので、進め方全体に対して、調整したいと思います。

議題4 その他

委員長 それでは、「その他」に移ります。
他に何か事務局から説明や連絡はありますか。

事務局 ≪事務連絡≫

委員長 他に何かございませんでしょうか。

次第7. 閉会

委員長 本日の議題は、すべて終了しました。積み残しはありますけれど、非常に重要なことが積み残しになっており、意味のある積み残しだと私は思っていますので、ぜひ、次回ご議論いただけたらと思います。では、これで会議は、終了になりますので進行の方事務局にお返しいたします。

事務局 皆様、お疲れさまでした。円滑な会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。
それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。
長時間にわたりご協力いただき、誠にありがとうございました。

終 了